の委託

の委託

託

委託

○宮城県畜産試験場の肉用子牛市場販売に係る生産物売払代金の徴収事務

○宮城県畜産試験場の成牛等販売事務に係る生産物売払代金の収納事務の

同

同

○宮城県畜産試験場の成牛等市場販売に係る生産物売払代金の徴収事務の

○宮城県畜産試験場の肥育豚等市場販売に係る生産物売払代金の徴収事務

○第二種特定鳥獣に係る狩猟期間の延長

宮

○宮城県畜産試験場の肥育豚等販売事務に係る生産物売払代金の収納事務

○宮城県畜産試験場の肥育牛等販売に係る生産物売払代金の徴収事務の委

○県税等の収納事務の委託

収納事務の委託

○包括外部監査契約の締結

告

示

目

次

○福祉資金貸付金及び修学資金に係る償還金等、宮城県拓桃医療療育セン

ターの使用に係る使用料並びに県営住宅等の退去者に係る滞納家賃等の

発

行

(毎週火,金曜日発行)

宮 城 県 (総務部県政情報·文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 本町三丁目8番22(211)2267

(特定第二号漁業者)

(水産林政総務課

同

同

四

(道 路

課

四 兀 兀

○宮城県畜産試験場の肉用子牛販売事務に係る生産物売払代金の収納事務

の委託

○宮城県労働委員会事務局文書取扱規程の一部を改正する訓令 ○道路管理者の権限の代行に係る協議の成立 ○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果

労働委員会

告

示

〇宮城県告示第三百八十号

行政経営推進課

ページ

○宮城県公報令和三年号外第二四号

(令和三年三月三十一日付け)

中

Ŧî.

Ŧî.

正

誤

おり包括外部監査契約を締結したので告示する。 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第1 一百五十二条の三十六第一項の規定により、 次のと

令和四年五月十七日

(税

課

同

自然保護課) 務

包括外部監査契約の期間の始期

宮城県知事

村

井

嘉

浩

 $\stackrel{-}{\sim}$ 令和四年四月八日

畜

産

課

 $\stackrel{-}{\sim}$

包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算

三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

同

 \equiv

四

包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

東京都世田谷区瀬田五丁目三十番二十三号

同

 \equiv

同

 \equiv

○宮城県畜産試験場の肥育牛等販売事務に係る生産物売払代金の収納事務

○宮城県畜産試験場の肥育牛等相対販売に係る生産物売払代金の徴収事務

○宮城県告示第三百八十一号

同

三

 \equiv \equiv 並びに寡婦福祉法 く奨学資金に係る償還金及びこれらの償還に係る遅延損害金の収納事務、 く修学資金に係る償還金、 等学校の定時制課程及び通信制課程修学資金貸付条例 地方自治法施行令 (昭和三十九年法律第百二十九号)に基づく福祉資金貸付金に係る元利償還金、 (昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、 高等学校等育英奨学資金貸付条例 (昭和四十九年宮城県条例第四十八号) (平成十六年宮城県条例第四号) 社会福祉施設条例の 母子及び父子 に基づ に基づ 一部を

改正する条例 務を令和四年四月一日次のとおり委託した。 の使用に係る使用料(以下「家賃等」という。)で、県営住宅等の退去者に係る滞納家賃等の収納事 号)に基づく県営住宅、特定公共賃貸住宅及びこれらに付帯する駐車場 (以下「県営住宅等」という。) 県条例第二十七号)に基づく宮城県拓桃医療療育センターの使用に係る使用料の収納事務、 (昭和三十五年宮城県条例第十二号)及び特定公共賃貸住宅条例 (平成二十七年宮城県条例第二十四号)施行前の社会福祉施設条例(昭和四十八年宮城 (平成七年宮城県条例第四十七 県営住宅

令和四年五月十七日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

委託の相手方

東京都港区芝浦三丁目十六番二十号

ニッテレ債権回収株式会社

委託期間

○宮城県告示第三百八十二号

令和四年四月一日から令和七年三月三十一日まで

収納事務を令和四年三月十五日次のとおり委託した。

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条の二第一項の規定により、県税等の

令和四年五月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

納税通知書、納付書、 督促状、催告書及び減額通知書により徴収する次の税目

個人の事業税

1

委託した税目

不動産取得税

自動車税種別割(令和元年度以前に課した又は課すべき自動車税を含む。)

2 納付額又は納入額が確定した徴収金について、納付書、督促状及び催告書により徴収する次の

法人の県民税

県民税の利子割、 配当割及び株式等譲渡所得割

法人の事業税(特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四

号)及び地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)の規定により法人

の事業税の例によることとされる特別法人事業税及び地方法人特別税を含む。

県たばこ税

ゴルフ場利用税

自動車取得税

軽油引取税

自動車税環境性能割

委託の相手方 東京都千代田区永田町二丁目十一番一号 産業廃棄物税

二

東京都千代田区飯田橋三丁目十番十号 KDDI株式会社

東京都千代田区大手町一丁目五番五号 株式会社みずほ銀行

株式会社NTTドコモ

三

委託期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百八十三号

項の規定により、同法第十一条第二項の規定により限定された狩猟期間を延長する 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第十四条第二

令和四年五月十七日

狩猟期間を延長する鳥獣

宮城県知事

村

井

嘉

浩

狩猟期間を延長する区域

ニホンジカ及びイノシシ

 \equiv

1 ニホンジカ

石巻市(金華山を除く)、気仙沼市、登米市、栗原市、 大崎市、女川町及び南三陸町

2

谷市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、 イノシシ 仙台市、石巻市、 気仙沼市、 白石市、 名取市、 角田市、 岩沼市、 丸森町、 登米市、 亘理町、山元町、松島 栗原市、 大崎市、

富

延長する狩猟期間

利府町、大和町、

大郷町、大衡村、色麻町、

加美町及び南三陸町

Ξ

毎年十一月一日から翌年三月三十一日まで

延長する狩猟期間を適用する期間

四

令和四年十一月一日から令和五年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百八十四号

宮城県畜産試 験場の肥育牛等相対販売に係る生産物売払代金の徴収事務を令和四年三月二十五日次のとおり委託し 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、 宮城県畜産試

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、

令和四年五月十七日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

委託の相手方

仙台市宮城野区扇町六丁目三番六号

仙台中央食肉卸売市場株式会社

委託期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日

○宮城県告示第三百八十八号

験場の肥育牛等販売事務に係る生産物売払代金の収納事務を令和四年三月八日次のとおり委託した。 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、宮城県畜産試

宮城県知事

村

井

嘉

浩

令和四年五月十七日

委託の相手方

栗原市築館字照越大ケ原四十三番地

新みやぎ農業協同組合

委託期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日

○宮城県告示第三百八十九号

験場の成牛等市場販売に係る生産物売払代金の徴収事務を令和四年三月二十八日次のとおり委託した。 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、宮城県畜産試

宮城県知事

村

井

嘉

浩

令和四年五月十七日

委託の相手方 仙台市青葉区上杉一-二-十六

全国農業協同組合連合会宮城県本部

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日

○宮城県告示第三百九十号

委託の相手方

令和四年五月十七日

○宮城県告示第三百九十三号

令和四年四月一日から令和五年三月三十一

日

公益社団法人みやぎ農業振興公社 仙台市青葉区堤通雨宮町四番十七号 委託の相手方

験場の成牛等販売事務に係る生産物売払代金の収納事務を令和四年三月十一日次のとおり委託した。 地方自治法施行令 令和四年五月十七日 (昭和1 一十二年政令第十六号)第百五十八条第一 項の規定により、 宮城県畜産試

宮城県知事 村 井 嘉

浩

委託の相手方

加美郡色麻町四竈字枛木町十四-一

委託期間 加美よつば農業協同組合

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日

○宮城県告示第三百九十一号

験場の肉用子牛市場販売に係る生産物売払代金の徴収事務を令和四年三月二十九日次のとおり委託し 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、 宮城県畜産試

令和四年五月十七日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

る。

令和四年五月十七日

道路の路線名、 区間及び道路管理者

(1) 路線名 角田市道東町寄井線

宮城県畜産試

○宮城県告示第三百九十二号

令和四年四月一日から令和五年三月三十一

委託期間

全国農業協同組合連合会宮城県本部 仙台市青葉区上杉一-二-十六

験場の肉用子牛販売事務に係る生産物売払代金の収納事務を令和四年三月八日次のとおり委託した。

宮城県知事

村

井

嘉

浩

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、

(2)角田市角田字大島南四○四番地先から同市枝野字柳原四一番地先まで

(3) 道路管理者 角田市長

二 道路法 城県が代行する権限 (昭和二十七年法律第百八十号。 以下「法」という。)第二十七条第四項の規定により宮

(1) 法第二十三条第 項の規定により他の工事を施行すること。

(2)法第四十五条第 項又は第四十七条の十五の規定により道路標識又は区画線を設けること。

(3) 法第四十六条第 項又は第四十七条第一 二項の規定により道路の通行を禁止し、 又は制限するこ

法第六十六条第一項の規定により他人の土地に立ち入り、若しくは特別の用途のない他人の土

(4)

準用する法第百五条の の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、 漁業災害補償法 (昭和] 二第二 二十九年法律第百五十八号。 |項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第| 以 下 法 法第百八条第二項に規定する要件に適 という。) 第百八条第五項において 一号漁業者

令和四年五月十七日

嘉

浩

漁業 者

二人 数号

X

合するものと認める。

合業底城区び塩女石 の協曳県域名釜川巻 地同網近(取市町市 区組漁海宮市及、、 域 漁業 で属びき網を で展びき網を で行う 区 分 二十六日 二十六日 四月 届出年月日 同意成立の 阿二 部十 発起人の住所及び氏名 泰宜 宮城県知事 村 漁業の種類 井

○宮城県告示第三百九十四号

路管理者に代わって行う権限に係る協議が次のとおり成立したので、 道路法施行令 (昭和二十七年政令第四百七十九号)第四条の五第一項の規定に基づき都道府県が道 同条第二項の規定により告示す

宮城県知事 村 井 嘉

浩

地を材料置場若しくは作業場として一時使用し、又はその命じた者若しくはその委任を受けた者 にこれらの行為をさせること。

- に在る者又はその付近に居住する者を防御に従事させること。 竹木その他の物件を使用し、収用し、若しくは処分し、及び同条第二項の規定により災害の現場 法第六十八条第一項の規定により災害の現場において、必要な土地を一時使用し、又は土石、
- 法第六十九条の規定により損失の補償について損失を受けた者と協議し、及び損失を補償する
- の道路の部分の改築又は歩行安全改築を行おうとするときに係る部分を除く。)の規定により意 をしようとするとき並びに法第九十五条の二第一項の政令で定める道路の交差部分及びその付近 ようとするとき、法第四十八条の二十第一項又は第三項の規定による歩行者利便増進道路の指定 行を禁止し、又は制限しようとするときに係る部分を除く。)の規定により協議し、又は通知す 見を聴き、又は通知し、及び同条第二項(法第四十八条の二第一項又は第二項の規定による自動 ること。 車専用道路の指定をしようとするとき及び法第四十六条第三項の規定により自動車専用道路の通 法第九十五条の二第一項(法第四十六条第三項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限し

労 働 委 員 슾

○宮城県労働委員会訓令甲第一号

令和四年五月十七日

宮城県労働委員会事務局文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

宮城県労働委員会

子

水 野 紀

宮城県労働委員会事務局文書取扱規程の一部を改正する訓令

ように改正する。 宮城県労働委員会事務局文書取扱規程(平成十七年宮城県労働委員会訓令甲第一号)の一部を次の

第八条第五号中「の印を押して」を「が押印又は署名して」に改める。

改め、 を「(」に改め、 重要なものを除く。)」を加え、同号ハ中「県の機関以外」を「イ及びロに規定する以外の者宛て」に 第十四条第一項第一号ロ中「県の機関以外」を「国又は他の地方公共団体の機関」に、 「あるもの」の下に「、特に公印を押すべき事情があると認められるものその他特に 「のうち」

「のうち」の下に「法令等で定めがあるもの又は」を加える。

この訓令は、令和四年五月十七日から施行する。

正 誤

〇宮城県公報令和三年号外第二四号 (令和三年三月三十一日付け)

	≡		∄		Ξ							=	ページ
	上		上		上							下	段
	一 五										- i	うそろか	行
括技術補佐」に改め	に、「技術補佐(総括担当)」を「総	括技術補佐」に改め	に、「技術補佐(総括担当)」を「総	改め	同号へ中「次長」を「副部長」に	に改める。	括担当)」を「各総括課長補佐」	副部長」に改め、「各課長補佐(総	附則第八項中「各次長」を「各	める。	担当)」を「総括課長補佐」に改	附則第四項中「課長補佐(総括	正
	に改め		に改め	し	同号へを削り、同号トを同号へと				に改める。	括担当)」を「各総括課長補佐」	副部長」に改め、「各課長補佐(総	附則第八項中「各次長」を「各	誤